平成２２年（フ）第３１号
新潟県妙高市美守１丁目８番２号
債務者　福島　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第３２号
新潟県上越市南新町４番６―16号　市営南新町住宅Ｆ棟16号
債務者　市村　栄子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第３６号
新潟県糸魚川市大字五十原11番地１、住民票上の住所新潟県糸魚川市大字越2644番地
債務者　加藤富美子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第３８号
新潟県上越市大字上五貫野843番地１
債務者　小林　明子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第３０８号
京都市北区紫野大徳寺町26番地
債務者　小堀　　薫
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４５３号
京都市山科区東野片下リ町41番地　サンサーラ21―204号
債務者　松井　元伸
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４６５号
京都市山科区小山北溝町16番地の18
債務者　野崎アキ子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５５３号
京都市伏見区桃山町遠山28番地65
債務者　吉岡　則彦
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５５６号
京都市伏見区桃山町丹後６番地３
債務者　笠原　大樹
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６０９号
京都市山科区大宅中小路町62番地44、住民票上の住所京都府福知山市広峯町112番地　府営広峯団地303号
債務者　北川　るみ（申立時の姓倉本）
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６４１号
京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字森垣外13番地１
債務者　西島　弘美
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６７０号
京都府長岡京市高台西７番地の７
債務者　浅田祐喜子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６８５号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地３―809
債務者　畠野　勝子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６９８号
京都市山科区厨子奥若林町30番地８　ドミール厨子奥Ｂ棟105号
債務者　金沢　惠子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８０４号
京都府八幡市男山金振５番地14
債務者　加藤　忠相
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８２４号
京都市中京区西ノ京笠殿町２番地７
債務者　石田伊都子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８５８号
京都市山科区小山西御所町23番地２　ゆりマンション102号
債務者　小田　貴志
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係